

# 認定事例

(災害補償課)

## 特発性心室細動により、植込み型除細動器を装着し、心臓の機能に障害を残した場合の障害等級〔第7級第5号〕

**1 災害を受けた者** A県B市 班長 (42歳)  
自営業

**2 傷病名及び程度** 特発性心室細動 (植込み型除細動器装着)

### 3 経過

平成19年3月30日、消火活動中に心室細動を発症して病院に緊急搬送され、入院。蘇生に成功。同年4月9日に植込み型除細動器移植術を実施し、以後、定期的に検査・指導管理を実施。平成20年10月20日をもって症状固定した。

### 4 残存する障害

#### 〈担当医所見〉

- ①不整脈による失神時に心室細動
- ②心室頻拍が自然に出現
- ③内服は効いているが、今後も厳重な観察が必要
- ④日常生活においては支障なし

### 【説明】

本件は、特発性心室細動により胸部（心臓）に器質的な損傷を負い、心機能に障害が残存したものであり、その残存障害の程度を、「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令」（平成18年9月総務省令第110号）及び「障害等級の決定について」（昭和51年12月消防消第153号）に基づき検討したところ、本件については、除細動器を心臓に植え込んでいることから、日常生活は大きく制限されてはいないものの、大きな身体的負荷を伴う力仕事などは制限されるものであり、「軽易な労務以外に服することができない」状態であると推認されますので、本件の障害程度は、「胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」（障害等級第7級第5号）と決定しました。

### (参考) 障害等級の決定について (抄)

#### VII 胸腹部臓器の障害

(略)

#### 2 障害等級決定の基準

(略)

#### (2) 循環器の障害

ア (略)

イ 除細動器又はペースメーカーを植え込んだもの

(ア) 除細動器を植え込んだものは、第7級とする。

(イ) ペースメーカーを植え込んだものは、第9級とする。

(注) 除細動器又はペースメーカーを植え込み、かつ、心機能が低下したものは、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

ウ及びエ (略)